

令和6年第4回定例会 一般会計予算決算常任委員会審査記録

- 1 日 時 令和6年12月17日（水）午前 9時58分
2 場 所 市役所 第一委員会室
3 議 題 議第133号 令和6年度村上市一般会計補正予算（第11号）
4 出席委員（19名）
- | | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 2番 | 佐藤憲昭君 | 3番 | 野村美佐子君 |
| 4番 | 富樫光七君 | 5番 | 上村正朗君 |
| 6番 | 菅井晋一君 | 7番 | 富樫雅男君 |
| 8番 | 小杉武仁君 | 9番 | 河村幸雄君 |
| 10番 | 渡辺昌君 | 11番 | 尾形修平君 |
| 12番 | 鈴木一之君 | 13番 | 鈴木いせ子君 |
| 14番 | 川村敏晴君 | 15番 | 姫路敏君 |
| 16番 | 長谷川孝君 | 17番 | 山田勉君 |
| 18番 | 三田敏秋君 | 19番 | 高田晃君 |
| 20番 | 大滝国吉君 | | |
- 5 欠席委員（1名）
1番 魚野ルミ君
6 説明のため出席した者（なし）
7 議会事務局職員
- | | |
|-----|---------|
| 局 長 | 内 山 治 夫 |
| 次 長 | 鈴 木 渉 |
| 書 記 | 中 山 航 |

（午前 9時58分）
委員長（大滝国吉君）開会を宣する。

○本日の審査は、議第133号 令和6年度村上市一般会計補正予算（第11号）について、それぞれ、各分会長の審査報告の後、質疑を行う。

日程第1 議第133号 令和6年度村上市一般会計補正予算（第11号）を議題とし、議第133号 令和6年度村上市一般会計補正予算（第11号）について、総務文教分科会長高田晃君から審査の概要について報告を受けた後、総務文教分科会報告についての質疑を行い、市民厚生分科会長鈴木一之君から審査の概要について報告を受けた後、市民厚生分科会報告についての質疑を行い、経済建設分科会長河村幸雄君から審査の概要について報告を受けた後、経済建設分科会報告についての質疑を行う。

総務文教分科会
（報 告）

高田総務文教分科会長 上程されております、議第133号 令和6年度村上市一般会計補正予算（第11号）のうち、総務文教分科会の所管する審査範囲について、その審査の概要と経過について、御報告申し上げます。去る12月10日、市役所第1委員会室において、分科会委員全員、議長、副市長、教育長はじめ理事者出席のもと、総務文教分科会を開会いたしました。初めに、歳入について担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、次に歳出についての説明を受けた後に質疑に入りました。第1款議会費、第2款総務費、第9款消防費については質疑がありませんでした。第10款教育費について、委員より、体育施設の指定管理料について、賃金が上がった場合、指定管理料の人件費を上げることはできないのかとの質疑に、人件費は契約時に算出しており、その中でお願いしている。賃金上昇

分の補正については、今のところ行っていないとの答弁。委員より、最低賃金も上がっており、5年間同じ金額でやっているのは、物価上昇の中で無理がある。市職員の給与だけが上がるのも問題なので、早急に考えてほしいがとの質疑に、一般質問で市長が答弁したとおり、その辺のところを検討したいとの答弁。委員より、文化芸術振興経費について、オーケストラ演奏会とのことだが、どちらのオーケストラかとの質疑に、昨年12月にクリスマスイブにお願いした吉田正記念オーケストラとの答弁。委員より、光熱費の高騰で小学校や中学校、学校給食センターの需用費の補正が上がっているが、この辺は国からの財政措置などはあるのかとの質疑に、国の補正予算で普通交付税の中で、物価高騰分も含めて交付される予定。詳細が示されていないが、国ではその分を見ているというスタンスで交付されると思うとの答弁。その他にさしたる質疑なく、第13款諸支出金、第14款予備費、第2条第2表債務負担行為補正、第3条第3表地方債補正については質疑なく、以上で質疑を終結し自由討議を求めたが自由討議なく、賛否態度の発言を求めたが賛否態度の発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第133号のうち総務文教分科会所管分については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定しました。以上で報告を終わります。

総務文教分科会

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

市民厚生分科会

(報 告)

鈴木市民厚生分科会長 ただ今上程されております、議第133号 令和6年度村上市一般会計補正予算(第11号)のうち、市民厚生分科会所管分については、去る12月11日、市民厚生常任委員会の審査に引き続き、市役所第1委員会室において、分科会委員全員、議長、正副委員長、副市長及び理事者出席のもと、市民厚生分科会を開催いたしました。その審査概要と結果について御報告いたします。初めに、歳入について、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。第15款国庫支出金、民生費国庫補助金について、委員より、デジタル基盤改革支援補助金は国庫補助の対象となくなっただけの減額ということだが、補助対象ではなくなるということは一般会計からの支出となり負担になるのではないかと質疑に、この補助は、システム標準化に対応するためのガバメントクラウドの通信費であるが、このシステムを運用すると月に300万円通信費が必要となり、年間で3,600万円ほどかかってしまう。現在、関川村、栗島浦村と共同でシステムを運用しているが、通信費7,700円で利用している。今後、システムをガバメントクラウドを経由しないで標準化対応のシステムに運用していったとしても、数年後にはこの補助金を利用しなくても、改修費はかかるが通信費の負担は少ないため調整したとの答弁でした。次に、歳出について、担当課長から説明を受けた後質疑に入りました。第2款総務費、交通安全対策費について、委員より、高齢者の運転免許証自主返納奨励金について、当初予算と補正予算で何名分見ているかとの質疑に、当初予算については、300件分、450万円、月平均で25名を予定していたが、現在すでに月平均で28名で当初予定を上回っている状況。昨年10月から始まった事業であるが、昨年も10月から3月までの平均が30名を上回るくらいであったため、今回60名分を要求したとの答弁でした。委員より、防犯対策経費の光熱水費について、防犯灯の電気料の高騰のため500万円の増額と説明があったが、防犯灯のLED化を進めてきて割安になってきているにも関わらず増額になるという認識でいいかという質疑に、防犯灯のLED化は進めてきているが、今現在ある防犯灯の蛍光灯や水銀灯になっている部分の電気料高騰を見込んだ増額との答弁でした。第3款民生費、子ども家庭センター事業経費について、家事育児援助委託の支援の内容はとの質疑に、子育てに難儀している家庭の家事、養育への支援が必要な家庭に入り、家事・育児支援、育児のサポートを行っています。こち

らは社会福祉協議会や民間の子育て支援団体である o h a n a ネットさんに委託契約し、指示に従い家庭に入ってもらふ事業との答弁でした。次に、児童措置費について、委員より、児童館は旧村上市だけにある制度だが、子育て支援センターの充実により利用者が減っているのではないかと推測するが、現状はどのようなになっているかとの質疑に、村上地区に児童館が4館あるが、子育て支援センターが全国的に普及し利用者が非常に増えている。いずれも未就学、未就園前から母親や父親と一緒に利用できるのも、子育て支援センターの利用が増加し児童館の利用は減っている状況で、いずれの児童館も数人ずつの利用にとどまっているとの答弁でした。この質疑、答弁に対し委員より財政健全化の取組等踏まえて児童館、子育て支援センターの利用推移を見て検討してはどうかという意見あり、政策監より、今財政健全化集中期間のパート2の事業のほうで児童館機能の子育て支援センターへの集約という項目を設けており、こども課と協議を進めているところであり、この可能性があるかどうかしっかり検討していきたいとの答弁でした。委員より、子育て支援センター、児童館の利用は中学校卒業後でも利用可能だという認識であったが、村上市はどうかとの質疑に、児童館については全国的に18歳まで利用可能となっているが、市内では現実的に中高生の利用はなく、午前中はどなたでも使っていることとして開放しているが、放課後以降は学童保育所として利用している実態という答弁でした。第4款衛生費、予防費の生活習慣病予防対策経費の通信運搬費について郵便料が改定されたことによる増額の補正という説明であったが、他の課では計上されていないのにここだけ計上されている理由はとの質疑に、全世帯に発送する調査であり、検診の予診票も送付することから通数が多いため担当課で計上しているとの答弁でした。他にさしたる質疑なく、自由討議を求めたところ自由討議なく、賛否の発言を求めたところ発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第133号のうち市民厚生分科会所管分は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定いたしました。以上で報告を終わります。

市民厚生分科会

(質 疑)

(「なし」と呼ぶものあり)

経済建設分科会

(報 告)

河村経済建設分科会長 ただいま上程されております、議第133号 令和6年度村上市一般会計補正予算(第11号)のうち、経済建設分科会の所管する審査範囲についての審査の概要と結果について御報告いたします。去る12月12日、経済建設常任委員会の審査に引き続き、市役所第1委員会室において、分科会委員全員、副議長、副委員長、副市長はじめ理事者出席のもと、経済建設分科会を開会いたしました。初めに、歳入について担当課長より説明を受けた後に質疑に入りました。第15款国庫支出金、第16款県支出金は質疑なく、第18款寄附金について、委員より、ふるさと納税寄附金を1億2,000万円増やす内容だが、今後、これだけの額を見込めるのかとの質疑に、昨年の実績を基に算出した金額であるとの答弁。次に、歳出について担当課長より説明を受けた後に質疑に入りました。第4款衛生費、第5款労働費では質疑なく、第6款農林水産業費について、委員より、神林有機センターは、現在、直営となっているが今後の方針はとの質疑に、令和6年度に7年度からの指定管理者の募集を行ったが、応募がなかった。管理については指定管理を考えているので、引き続き募集を行っていくとの答弁。次に第7款商工費について、委員より、新規雇用促進奨励金の内容はとの質疑に、企業設置奨励条例に基づいて、新規雇用者に対して交付金を交付するものであり、12名分であるとの答弁。次に第8款土木費について、委員より、河川維持管理経費は、野潟地内の普通河川境川のしゅんせつとのことだが、その他にはないのかとの質疑に、今回補正予算として計上するものは境川だけであるが、これまでも、令和2年10

月に策定した村上市管理河川堆積土砂管理計画に基づき、8 河川、9 区間のしゅんせつを行っているとの答弁。委員より、除雪対策経費について、GPS 端末を活用することにより、どのようなことが負担軽減につながるのかとの質疑に、除雪機械にはタコグラフという速度などが表示されるものがあり、そのタコグラフから読み取って、除雪業者は日報を作成していた。この手間のかかる業務が、システムの導入により、自動で作成されることになるとの答弁。最後に、第2表債務負担行為補正についての質疑はありませんでした。以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、賛否について発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第133号のうち経済建設分科会所管分については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定しました。以上で報告を終わります。

経済建設分科会

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたところ自由討議なく、討論を求めたところ討論なく、起立による採決を行った結果、議第133号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

委員長（大滝国吉君）閉会を宣する。

(午前10時16分)